



(令和6年度実施分)

自己評価書の作成に当たっての 留意点等について

令和6年度に実施する高等専門学校機関別
認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構



高専の自己評価書執筆担当者におかれましては、各観点の留意すべき点をご確認の上、自己評価書を作成してください。

スライド全般、各基準の特に留意すべき点は以下のとおりです。

【スライド全般】

- ・以下の表記がされている場合は、学校として規程類を明文化する必要があります。
仮に取組があっても、規程類が整備されていなければ、その根拠とはなりません。
「〇〇が定められ」、「〇〇が明確化」⇒ 例：自己点検・評価規程
「体制があるか」、「整備しているか」⇒ 例：自己点検・評価委員会規程
「方針はあるか」、「基準はあるか」⇒ 例：自己点検・評価実施方針
- ・各種意見聴取、満足度、活用状況、認知状況は学校として把握する必要があります。
- ・改善事例を記載する項目では、把握や検証した結果等を基に、改善を結び付けていることがわかる資料（改善策を議論している会議の議事録等）が必要です。
- ・各基準の項目は、基本的に自己評価書提出時点で学校として取り組むべき内容です。
また、その確認ができなかった場合、「改善を要する点」、「基準を満たさない」と判断する恐れがあることにご留意いただき、各高専におかれましては、訪問調査時の負担軽減のためにも、未実施の内容や取組がないか、必ずご確認ください。



重要な留意点まとめ

【基準1】

- ・ **学校が定めた基準等で、自己点検・評価の実施・公表する**（未実施は法令違反。単に、年度計画、機関別認証評価を実施しているだけでは不十分。）。
- ・ 前回評価時の**改善を要する点は、必ず自己評価書提出時点までに改善**する。
- ・ 3つのポリシーは、観点1－2－①のスライドで示すガイドラインの内容を含んでいるか。DP、CP、APは客観的に整合が取れているか、齟齬はないか等、定期的な見直し（会議の審議結果等）が必要。

【基準2】

- ・ 教職員の研修は、全てFD活動となるわけではない。教育活動に関する組織的な研修等が、FD活動に該当。FD（基準2－4－①）とSD（基準4－2－⑤）は基本的に分けて整理する。

【基準3】

- ・ 特別な支援が必要と考えられる学生への支援体制については、在籍者がいなくても、受入（募集）を行っている場合は、体制を整備する。



重要な留意点まとめ（続き）

【基準4】

- ・ 観点4－3－①の教育研究活動等の情報（ウェブサイト掲載項目チェック表の内容）は、全て公表する（一部未公表も法令違反。最新情報であること。）。

【基準5、8】

- ・ 観点5－3－①、観点8－1－⑤（成績評価等）は、規程類の整備・取組に漏れないか確認する。

【選択A、B】

- ・ 研究活動及び地域貢献活動の目的は、**学校独自に策定**する（年度計画等の流用、センター規程等は不可）。



本資料の見方について

【重点評価項目】
観点1-1-② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。

各「自己点検・評価項目」の内容（青字）

自己評価書の内容を記載。

ただし補足事項の該当が無い場合、1 観点到1つの場合、補足内容が重複して該当する場合は簡略化して記載しています。

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
■満たしていると判断する □満たしていないと判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価結果の根拠資料・説明等欄
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。	◇収集・蓄積状況がわかる資料 資料1-1-2-(1)-01 「根拠となるデータや資料の収集・蓄積状況がわかる資料」
■収集・蓄積している □収集・蓄積していない	◇担当組織、責任体制がわかる資料 資料1-1-2-(1)-02 「根拠となるデータや資料の収集・蓄積の担当組織、責任体制がわかる資料」
(2) 自己点検・評価を定期的実施しているか。	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年

◇根拠資料・説明等（緑字）

1 項目に複数の根拠資料・説明等を求める場合に記載。ただし1 項目に1つ、もしくは補足内容が重複して該当する場合は省略しています。

■公表している
□公表していない

自己評価書

留意点を補足する内容（黒字）

認証評価基準の基準1～8また選択的評価事項A、Bの「観点」ごとに、「自己点検・評価結果の根拠資料・説明等欄」の内容について、**評価担当者が分析・評価する及び学校担当者が自己点検・評価する際の留意点等を補足する内容を記載**しています。

観点1-1-② 【重点評価項目】

(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。

◇収集・蓄積状況がわかる資料

・根拠データや資料等は、各学校の目的や活動実態、評価実施体制等により内容が異なる。

◇担当組織、責任体制がわかる資料

・収集・蓄積場所は一箇所である必要はない。

(2) 自己点検・評価を定期的実施しているか。

- ・規程に基づき定期的に点検・評価を実施しているか。（直近2回以上の報告書が必要）
- ・管理運営を含む点検項目を学校として策定し、総合的に点検・評価を実施しているか。
- ・学教法109条による学校の策定した基準に基づく自己点検・評価であるか。
（年度計画や第三者評価の項目をそのまま利用するのは不可）
- ・教育活動・業績報告や、意見聴取等の集計結果をまとめただけのものにとどまらず、その活動を評価しているか。（単に聴取するだけでなく、学校として結果の評価が必要）

(3) (2)の結果を公表しているか。

・全文（資料等を含む）の公表（資料等の公表のみでは不可）

本資料



基準 1 教育の内部質保証システム

観点 1－1－①【重点評価項目】 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。

(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。

- ・ 実施方針が定められ、趣旨、実施周期（7年に一度以上の定期性）、実施方法、評価結果の外部検証等を含んだ内容としているか。
- ・ 定期性については、学校として周期を定め、7年に一度以上の実施が必要。

(2) (1) の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。

- ・ 委員会等の構成、役割分担、責任の所在の明確化が確認できるか。

(3) (1) の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。

- ・ 学校として策定した基準が確認できるか。（年度計画をそのまま利用するのは不可。例えば、自己点検・評価の基準・項目等として策定していれば、年度計画や機関別認証評価基準、J A B E E 認定プログラムの認定基準等を利用することも可能ではあるが、目的が異なることから、明確な理由が必要。）
- ・ 管理運営を含めた総合的な状況に対して基準を策定しているか。



観点 1－1－①【重点評価項目】教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。

(3)(1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。

【不適切事例】

- ×年度計画、J A B E E 認定プログラムの認定基準をそのまま利用している。
- ⇒自己点検・評価と、年度計画、J A B E E 認定プログラムは、根拠法令や目的が異なる。
年度計画、J A B E E 認定プログラムの認定基準のみを流用した場合、機関別認証評価受審の際、従来実施している自己点検・評価の結果を利用できないため、自己評価書提出に際して、機関別認証評価基準の適合性の判断が十分行われず、支障が生じる可能性が高い。
- 年度計画、J A B E E 認定プログラムは利用せず、管理運営を含めた総合的な状況に関して基準を策定する。
- 機関別認証評価基準に準じて基準を策定する。



観点1－1－② 【重点評価項目】内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。

(1)根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。

◇収集・蓄積状況がわかる資料

- ・根拠データや資料等は、各学校の目的や活動実態、評価実施体制等により内容が異なる。

◇担当組織、責任体制がわかる資料

- ・収集・蓄積場所は一箇所である必要はない。

(2)自己点検・評価を定期的に実施しているか。

- ・規程に基づき定期的に点検・評価を実施しているか。（直近2回以上の報告書が必要）
- ・管理運営を含む点検項目を学校として策定し、総合的に点検・評価を実施しているか。
- ・学教法第109条による学校の策定した基準に基づく自己点検・評価であるか。

（年度計画や第三者評価の項目をそのまま利用するのは不可）

- ・教育活動・業績報告や、意見聴取等の集計結果をまとめただけのものにとどまらず、その活動を評価しているか。（単に聴取するだけでなく、学校として結果の評価が必要）

(3)(2)の結果を公表しているか。

- ・全文（資料等を含む）の公表が必要。（一部のみの公表では不可）



観点1－1－② 【重点評価項目】 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。

(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。

【不適切事例】

× 書庫の写真やファイルサーバーの画面を根拠資料とする。

⇒ どのようなデータや資料等を保存しているか、定期的に収集しているかが不明。

× 一部の資料についての収集状況のみ示している。

○ 自己点検・評価の基準・項目等と一緒に、**保存する資料やデータ、担当委員会・部署等を定めている。**

○ 自己点検・評価委員会等から、各委員会等に、自己点検・評価のための**データや資料等の提出を、文書で依頼**している。



観点1－1－② 【重点評価項目】内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。

(2)自己点検・評価を定期的実施しているか。

(3)(2)の結果を公表しているか。

【不適切事例】

×年度計画を利用した評価を自己点検・評価として記載していたが、事前相談等で指摘後、自己点検・評価の基準・項目のみを機関別認証評価に準ずる形に変更している例がある。

⇒学校として策定された基準・項目が機関別認証評価に準ずるものとなっているのに、実施されている自己点検・評価は年度計画のみを利用したものとなっているため、自己点検・評価が学校として策定された基準・項目に沿う形になっていない。

なお、年度計画のみを利用した自己点検・評価を実施している場合、自己点検・評価が機関別認証評価基準に沿う形で実施されていないため、自己評価書提出に際して、機関別認証評価基準の適合性の判断が十分行われず、支障が生じる可能性がある。

○学校として策定された基準で実施・公表する。



観点 1－1－③ 【重点評価項目】学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。

(1)自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。

◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。）

- ・意見の聴取状況が具体的にわかるか。

◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所

- ・聴取した意見を学校として策定した基準に基づき自己点検・評価に反映しているか。
- ・単に意見の聴取結果を示すだけでなく、評価していることを具体的に示しているか。
- ・全ての項目にチェック（意見を反映する取組）が必要。

(2)自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。

- ・各評価結果等を踏まえていることが具体的・客観的に確認できるか。
- ・継続的に意見の聴取を行い、自己点検・評価を行う仕組みになっているか。
- ・【〇〇の意見聴取】ごとに、一つ以上のチェック（意見を反映する取組）が必要。



観点 1－1－③ 【重点評価項目】 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。

(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。

【不適切事例】

×委員会等により意見が反映されている。

⇒参加者が限られ、具体的な意見聴取の状況が確認できないことが多い。

×アンケートの対象者が限られている、項目が自己点検・評価に係るものではない。

⇒意見聴取が、不十分と見なされる怖れがある。

×アンケート結果等について、自己点検・評価委員会等で分析していない。

△学生意見箱の設置をしている。

⇒意見箱の設置のみでは、不十分との判断となる怖れがある。

○全教職員、全学生に対し、自由記述も含めたアンケートを、定期的の実施している。

○個別の面談、グループでの意見交換会等を実施している。

※自己点検・評価に係る意見聴取であることを示すこと。

○意見聴取の結果を、自己点検・評価委員会等で**分析し、自己点検・評価に反映**している。



観点 1－1－③ 【重点評価項目】 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。

(2)自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。

【不適切事例】

×自己点検・評価報告書等の該当箇所を示しているものの、どのような意見を受けたものかわからない。

○(1)で示した意見聴取結果を踏まえていること、報告書等もしくは備考欄等で、具体的に説明する。

×自己点検・評価が、意見を受けたものであることが示されているものの、(1)で示された意見聴取結果では確認できない。

○自己点検・評価で反映した意見が含まれる意見聴取結果を、(1)で提示する。

×外部有識者による検証の報告書を提示するのみとなっており、自己点検・評価において、反映されているかわからない。

○自己点検・評価報告書等の、外部有識者の検証を踏まえた箇所を、明示する。



観点1－1－④【重点評価項目】自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

(1)自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。

- ・実施体制が具体的にわかる資料（委員会規程等）であるか。
- ・委員会等の【会議体の名称】が確認できるか。

(2)前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。

- ・「主な改善を要する点」だけでなく、「改善を要する点」として指摘された全ての事項について、改善策を委員会等で検討・策定し、実施していることが確認できるか。
- ・前回の評価結果の掲載先 <https://www.niad.ac.jp/>（機構ウェブサイトTop）
 - ・機構ウェブサイト（Top）＞大学等の評価＞認証評価＞高等専門学校機関別認証評価＞評価結果報告

(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。

- ・改善・向上のための組織体制が、自己点検・評価等の結果から、改善計画を策定し、計画の進捗状況を確認しているか。（委員会等の会議資料、議事録等）
- ・観点1－1－③－(2)において、設置計画履行状況等の調査結果を挙げている場合は、留意事項・改善状況の内容について、分析する必要がある。



観点 1－1－④【重点評価項目】自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

(1)自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。

【不適切事例】

×委員会規程等の資料が複数提示されているものの、統括する組織が不明確で全体の体制が読み取れない。

○統括する組織が明確になるよう、適切な資料を提示し、**備考欄等で説明**する。

(2)前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。

【不適切事例】

×「改善を要する点」として指摘された一部の事項のみに対応している。

⇒第三者評価の結果を十分に教育の質の改善・向上に結び付けられていない。

○「改善を要する点」として指摘された全ての事項について対応、改善する。

○改善まで至らない場合は、指摘事項について議論している過程が確認できる資料が必要。



観点 1－2－① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー※以降DP）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

- (1) 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミSSION・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」と言う）等を踏まえ、DPを定めているか。
- (2) DPが、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的と整合性を有しているか。
- (3) DPの中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。

(1)～(3) 重複該当

◇策定したDP

- ・ 学校及び学科ごとの目的と内容に明確かつ重大な齟齬がないと客観的に判断できるか。
- ・ 学生が卒業（修了）時に身につける学力、資質・能力を明示しているか。

【ガイドラインの掲載先】○文部科学省（Top）＞ 政策・審議会＞ 審議会情報＞ 中央教育審議会＞ 大学分科会＞ 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミSSION・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日 大学教育部会）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369248_01_1.pdf



観点 1－2－② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー※以降 C P）が、D P と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

- (1) ガイドライン等を踏まえ、C P を定めているか。
- (2) C P は、D P との整合性を有しているか。
- (3) C P は、どのような内容を含んでいるか。

(1)、(2) 重複該当

◇策定した C P

- ・学校及び学科ごとの目的や D P と、内容や策定単位に明確かつ重大な齟齬が無いと客観的に判断できるか。
- (3)
 - ・教育課程の編成のための方針、教育の内容及び教育の実施方法に関する方針、学習成果を評価する方法に関する方針（成績評価基準そのものではない）について明示しているか。
 - ・「その他」以外の**全ての項目にチェックが入る（内容を含む）必要がある。**



観点 1－2－③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミSSION・ポリシー ※以降 A P）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

◇策定した A P

- (1) ガイドライン等を踏まえ、A P を定めているか。
- (2) A P は、学校の目的や学科の目的、D P、C P を踏まえて策定しているか。
- (3) A P には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。
- (4) A P には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。
- (5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の 3 要素」に係る内容が含まれているか。

(1)～(5) 重複該当

- ・ 「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているか。
- ・ 学校及び学科ごとの目的、D P、C P と、内容に明確かつ重大な齟齬が無いと客観的に判断できるか。
- ・ 選抜ごと（編入学者選抜、留学生選抜）に、項目立て（記述）が必要。



観点 1－2－③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミSSION・ポリシー ※以降 A P）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

続き

◇策定した A P

- (1) ガイドライン等を踏まえ、 A P を定めているか。
- (2) A P は、学校の目的や学科の目的、 D P、 C P を踏まえて策定しているか。
- (3) A P には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。
- (4) A P には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。
- (5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の 3 要素」に係る内容が含まれているか。

(3)、(4) 重複該当

- ・「明示している」にチェックし、双方の内容が客観的に確認できることが必要。

(5)

- ・「学力の 3 要素」に沿った成果の内容を明示しているか。3 要素は、それぞれ客観的に確認できることが必要。



観点 1－2－④ 専攻科課程のDPが学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

- ・ 観点 1－2－①に準じる。

観点 1－2－⑤ 専攻科課程のCPが、DPと整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

- ・ 観点 1－2－②に準じる。

観点 1－2－⑥ 専攻科課程のCPが、DPと整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

- ・ 観点 1－2－③に準じる。

※観点 1－2－④～⑥（専攻科課程）は、
観点 1－2－①～③（準学士課程）の内容を準用。



観点1－2－①～⑥ DP、CP、AP（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。

【不適切事例】

×CP：学習成果をどのように評価するかが、「シラバス等に記載する」とされている。

×AP：入学者選抜の基本方針が、学生募集要項にのみ記載されている。

⇒ガイドラインに定められている事項については、全てポリシー内で明示されていることが必要だが明記されていない。（観点1－2－①～⑥の(3)以降で示す内容の明示）

○CP：DPで設定した能力について、どのような方法で測定するか、CP内に記述。

AP：入学者選抜の基本方針について、AP内に記述。

なお、客観的に3つの方針の整合性が確認できるか、特にCPがDPで設定した「能力・資質」に対して整合性を有しているかについて留意。

○共通：ガイドライン（P6）を踏まえ、当該高等専門学校に関心を持つ様々な関係者（多様な入学希望者、学生、保護者、中学校関係者、地域社会、国際社会、産業界等）が十分に理解できるような内容と表現となっている。

特に入学希望者と、その保護者が理解できる内容であることが重要。



観点 2－1－① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

観点 2－1－② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

(1) 学科（専攻）の構成が学校の目的及び卒業（修了）の認定に関する方針と整合性がとれているか。

- ・ 構成とは、規模・内容、定員、学級編成および名称等を指し、学校の目的及び卒業（修了）の認定に関する方針に明確かつ重大な齟齬が無いと客観的に判断できるか。

観点 2－1－③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。

(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。

- ・ 会議体の規程等から具体的な体制の整備状況がわかるか。

(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。

- ・ 会議は定期的に行っているか。（会議の議事要旨、評価実施年度直近 1 年間の開催頻度がわかる資料）



観点 2－2－① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

(1)～(3) 重複該当

- ・法令に基づく教員数を確保しているか。（できていない場合は、その状況の発生時期、今後の補充計画、補充時期等が明確か）

(4)適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。

- ・教員(非常勤を含む)の専門分野と担当授業科目との整合性があるか。

(5)適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。

◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。

- ・適切な配置状況について、本評価書Ⅱに記載した目的やDPとの整合性はあるか。
- ・学校の目的に沿って編成した教育課程を展開するために必要な教員（非常勤を含む）を配置しているか。（例：実践的技術者の育成 → 実務経験を有する教員の配置）



観点 2－2－② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

※この観点の判断においては**特例適用専攻科の認定審査の結果**を利用できる。（**項目別の自己点検・評価結果欄及び根拠資料・説明等欄への記入を要しない。**）

- ・ **結果を利用**・・・当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、その結果を踏まえ、本観点の内容を満たすと判断する根拠理由（根拠理由欄）を基に分析する（項目別の分析は行わない）。
- ・ **利用しない**・・・自己点検・評価の各項目について分析する。

(1)、(2) 重複該当

- ・（専攻科については、設置基準上必要とする教員数の定めがないため、）学校の教育の目的等を踏まえた配置状況がわかるか。
- ・ 各教員の専門分野と担当授業科目の整合性、学校の目的やDP・CP等に対応させた教員配置（非常勤を含む）の適切性等において問題がないか。
- ・ DPの内容に対応した教員配置となっているか。
（例：応用開発型技術者の育成 → 博士取得者、技術資格取得者の効果的な配置等）

(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。

- ・ 研究指導を担当する教員は特例適用審査において「適」となる教員であること。（特例適用専攻科の認定を受けていれば可。）



観点 2－2－③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。

(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。

◇ 教員の年齢構成がわかる資料（観点 4－3－① の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。）

- ・ 教員の年齢構成について、学校の現状を示しているか。（年齢構成に対する適切な措置については、高専設置基準で規定。）

◆ 配慮の取組について、資料を基に記述する。

- ・ 均衡ある年齢構成に向けた取組への配慮について、その取組を示しているか。



観点 2－2－③ 続き

(2)(1)以外に配慮している措置はあるか。

- ・ 基準や規定に従って実施していることが具体的にわかるか。
- ・ 高等専門学校の目的や現状に応じて、教員組織の活動をより活発化させるための適切な措置の具体例に加えて、それに関する実績がわかるか。
- ・ 少なくとも 1 つ以上のチェック（取組）が必要。

(3)在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために 行っている措置等はあるか。

- ・ 基準や規定に従って実施していることが具体的にわかるか。
- ・ 少なくとも 1 つ以上のチェック（取組）が必要。



観点 2－3－① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。

(1)、(2) 重複該当

◇教員評価に係る規程等がわかる資料

- ・教育活動の評価しているか。
- ・（資料が個人面談等の場合）校長が行う個人面談や教務主事、学生主事、寮務主事が行う評価の内容に、教育活動の評価を含んでいるか。
- ・教員個々の資質向上を目的としたものは、観点 2－4－①（FD）に該当する。

◇給与や研究費配分等に活用することとしているかがわかる資料

- ・優れている点の評価する体制（仕組み）や、その実施状況を示しているか。
（根拠資料について、個人情報等を含んだ校長面談での確認内容の場合、個人情報等を含まない様式等の提示もしくは個人情報等を墨消しした資料を提示する。）



観点 2－3－① 続き

(3)把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。

◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。

- ・教員評価結果の活用状況について、客観的に確認できるか。
- ・少なくとも1つ以上のチェック（取組）が必要。

(4)非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。

◇実施していることがわかる資料

- ・常勤教員と同様もしくは、少なくとも授業アンケート結果等を利用した取組が必要。



観点 2－3－② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。

(1)補足なし

(2)(1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。

- ・ 少なくとも 1 つ以上のチェック（取組）が必要。

(3)(1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。

- ・ 実績がわかるか。
- ・ 基準や規定に沿って、行われていることがわかるか。

(4)非常勤教員の採用基準等を定めているか。

- ・ 採用基準の規定整備、もしくは専任教員の基準を準用していることの説明が必要。



観点 2－4－① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント※以下 F D）が適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。

(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るために F D を実施する体制を整備しているか。

◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料

・内容が F D に該当しているか。

(2) 定期的に F D を実施しているか。

◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料

・ F D でないものを実施状況としてカウントしないこと。

(3) (2) の F D を実施した結果が、改善に結びついているか。

・ F D との関係を明示して、具体的に改善事例を記述しているか。

また、改善事例と F D との関係性は明確か。（不明確なものは不可。）



観点 2－4－② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

(1)、(2) 重複該当

- ・ 事務職員については、係ごとの人数配置状況を明示しているか。
- ・ 技術職員については、人数配置状況を明示しているか。
(資料では、技術職員間の業務分担の明確性までは求めない。)
- ・ 助手を配置している場合は、助手の位置付け・支援内容と人数配置状況を明示しているか。
- ・ 図書館においては、専門的な知識を有する職員を配置しているか。
(司書資格を有することを必須とはしない。)

(3) 指導補助者を配置する場合、その定義、業務内容、採用手続等が規定されているか。

- ・ 指導補助者を配置している場合は、指導補助者の定義・業務内容と採用手続きを明示しているか。

* 指導補助者とは *

高等専門学校設置基準第7条第2項及び第9条第3項に定めるもの。授業を補助させる目的で各高等専門学校が定めた、当該授業科目を担当する教員以外の教員、または学生等が該当。指導補助者に授業の一部を分担させることが可能（教育効果の担保、科目担当教員の指導計画に基づくことが要件）。

(指導補助者を配置していない場合は、分析不要。(□✓欄の入力不要。))



観点 2－4－③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

(1)教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。

- ・ 技術職員を対象とした研修や技術発表会などの実施状況を、具体的に示しているか。
（技術職員に対する取組が確認できる資料が必要。）
- ・ 技術職員に対する校長裁量経費等による支援状況、技術職員の科学研究費助成事業の申請状況、学校が独自に行っている資質の向上を図る取組などを具体的に示しているか。
- ・ 事務職員の研修等の実施状況を具体的に示しているか。
- ・ 助手を配置している場合は、助手の研修等の実施状況を具体的に示しているか。
- ・ 管理運営のための研修（SD）の取組については、観点 4－2－⑤が該当する。

(2)指導補助者を配置する場合、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。

- ・ 指導補助者を配置している場合は、指導補助者の研修等の実施状況を具体的に示しているか。

（指導補助者を配置していない場合は、分析不要。（□✓欄の入力不要。））



観点4－2－⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント※以下SD）が組織的に行われているか。

(1) SD等を実施しているか。

◇実施状況（参加状況等）がわかる資料

- ・事務職員等、教員等、校長等の執行部の、研修等の実施状況を具体的に示しているか。

※教育支援に係る研修は、観点2－4－③に該当する。



観点2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（FD）が適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。
観点2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。
観点4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメントSD）が組織的に行われているか。

【不適切事例】

- ×メンタルヘルス研修や科研費の講習会等に教員が参加しているため、FDとして観点2-4-①で提示している。
 - ×教育支援者に対する研修として、メンタルヘルス研修を観点2-4-③で提示している。
 - ×アクティブラーニング研修に職員が参加しているため、SDとして観点4-2-⑤で提示している。
- ⇒FDとSDは内容で分類する必要があるが、参加者の属性によって分類されている。

○FDとSDを内容によって分類。

FD：授業の内容及び方法の改善を図るためのもの。

（授業方法の改善やアクティブラーニングの研修等。）

SD：管理運営等の能力、資質の向上を図るためのもの。（初任職員研修、中堅職員研修等。）

※研修の一覧に、FDとSDの両方が記載されている場合は、**FDとSDの分類を明記**する。



観点 3－1－① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。

(1)～(3) 重複該当

- ・法令の要件を満たしているか。

(4)自主的学習スペースを設けているか。

- ・利用可能時間、利用可能日（曜日）が確認できるか。

(5)教育研究環境の充実を図るため、(2)～(4)以外の施設・設備を設けているか。

- ・利用可能時間、利用可能日（曜日）が確認できるか。
- ・少なくとも1つ以上のチェック（取組）が必要。

(6)施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。

◇設備使用に関する規定、設備利用の手引き等

- ・危機管理を含む安全管理体制は、観点 4－2－②が該当する。



観点 3－1－① 続き

(7) (6)の体制が有効に機能しているか。

- ・ 学生に対する安全教育、講習会の実施状況を記述しているか。
- ・ 日常的な安全管理状況を具体的に記述しているか（施設・設備の点検状況など）。

(8) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。

- ・ バリアフリー化への施設・設備の整備状況、整備計画を具体的に示しているか。
- ・ 自動ドアや開き戸など、該当する学生に配慮したものとなっているか。
（訪問調査時に確認）

(9) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。

- ・ 学校としての体制（委員会、取組等）が必要。

(10) (9)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。

- ・ 授業や行事、学生の自主的学習環境としての利用状況から、教育課程の実現や学生の学習環境に対する具体的な貢献が把握できるか。
- ・ 評価対象年度直近1年の利用実績数、満足度アンケート等がわかるか。
（実績、結果をまとめた資料）



観点3－1－② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

(1) 補足なし

(2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。

- ・ 管理状況（セキュリティシステム、管理組織の規定、委員の配置、活動状況等）がわかるか。

(3) ICT環境は有効に活用されているか。

- ・ 教職員の活用状況と学生の活用状況の両方がわかるか。
- ・ 利用実績数、満足度アンケート等がわかるか。（実績、結果をまとめた資料）
- ・ 教職員、学生への情報セキュリティ教育の実施が必要。（研修会、授業内容の資料等）

(4) (3)について学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。

- ・ 学校としての体制（委員会、取組等）が必要。

(5) (4)の体制が機能しているか。

- ・ （改善事例がある場合）改善事例が、**利用状況や満足度アンケート等を踏まえ、委員会等で審議**されたものであることが、明確にわかるか。



観点3－1－③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。

- ・法令の要件を満たしているか。

(2) 図書、学術雑誌、電子ジャーナルその他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。

- ・系統、分野ごとに収集、整理していることがわかるか。（分野ごとの収集冊数の表等）

(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。

- ・自主学習の場としての機能状況は、観点3－1－①－(4)が該当する。

(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。

- ・平日、祝祭日、長期休暇、テスト期間等の状況に応じて、開館時間変更の配慮を行っていることがわかるか。
- ・新入生オリエンテーション等で、ガイダンスを行っているか。
- ・図書、学術雑誌、電子ジャーナルを利用する際のサポートの状況がわかるか。（電子ジャーナルの利用状況、ブックハンティングの状況、学生の購入希望図書の取扱状況等）



観点3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。

(1)教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。

- ・ガイダンスの内容が日程表、実施日のわかる資料（学年暦等）からわかるか。
- ・受入（募集）を行っている学生に対しては、ガイダンスの実施は必須。留学生や社会人学生の受入（募集）を行っていない場合は、ガイダンスの実施は不要。
- ・チェックをつけた受入対象と基準6-1-①-(1)の内容及び学校ウェブサイトでの入試情報等は整合性が取れている必要がある。
- ・留学生や社会人学生等のガイダンスは、個別でなくとも、学科生や専攻科生と合わせて実施することでも可。なお、直近5年間で受入実績がない場合は、その旨を明記の上、実際に受け入れた場合の対応方針を備考欄等で説明すること。
- ・当該観点では、一部の学科・専攻科の実施状況の分析のみではなく、全校もしくは学科全体、専攻科全体としての実施状況を評価の対象範囲としている。
- ・観点3-2-③との整合性にも留意すること。



観点 3－2－② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

(1)、(3) 重複該当

- ・当該観点では、一部の学科・専攻科の実施状況の分析のみではなく、全校もしくは学科全体、専攻科全体としての実施状況を評価の対象範囲としている。
- ・少なくとも1つ以上のチェック（取組）が必要。

(2) 補足なし

(4) (3)は、有効に機能しているか。

- ・学生のニーズを把握するための制度があり、把握した結果、取組が行われているか。
（少なくとも利用状況がわかる資料であれば可）



観点 3－2－③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。

(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。

- ・ 留学生の受入（入学選抜）を行っている場合のみ、該当する。
- ・ 留学生の在籍がなくとも、募集している場合は支援体制（委員会等）の整備が必要。

(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。

◇ 留学生を支援する取組がわかる資料

- ・ 留学生用カリキュラムやプログラム等の資料があれば資料とする。
- ・ 留学生の在籍がない場合は、(1)の体制のみでも可。

(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。

- ・ 編入学生の受入（入学選抜）を行っている場合のみ、該当する。
- ・ 編入学生の在籍がなくとも、募集している場合は支援体制（委員会等）の整備が必要。

(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。

◇ 編入学生を支援する取組がわかる資料

- ・ 編入学生の在籍がない場合は、(3)の体制のみでも可。



観点3－2－③ 続き

(5)社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。

- ・社会人学生の受入（入学選抜）を行っている場合のみ、該当する。
- ・社会人学生の在籍がなくとも、募集している場合は支援体制（委員会等）の整備が必要。

(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。

◇社会人学生を支援する取組がわかる資料

- ・社会人学生の在籍がない場合は、(5)の体制のみでも可。

(7)障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。

- ・障害のある学生の在籍がなくとも、支援体制（委員会等）の整備が必要。
- ・施設・整備面の支援については、観点3－1－①－(8)（施設・設備のバリアフリー化）も該当するが、重複があっても問題はない。
- ・「障害のある」とは、身体、発達、学習等の様々な障害が考えられるが、それぞれの障害への支援体制（委員会、取組）が必要。また、発達障害の把握方法がわかる資料があるか。

(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。

- ・障害のある学生の在籍がない場合は、(7)の体制のみでも可。



観点3－2－③ 続き

(9)障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条（第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。）に対応しているか。

（※学校独自の取組の他、学校の設置者が定めている基本方針等も、資料として提示すること）

- ・この法令に適切に対応し、合理的な配慮を行っているか。(7)の支援体制の資料との重複があってもよい。

(10)上記以外の特別な支援を行っているか。

- ・必ずしも特別な支援を行う必要はない。（行っている場合のみ該当）



観点3－2－③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。

- (1)留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。
- (3)編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。
- (5)社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。
- (7)障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。

【不適切事例】

×留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生について、受入れ実績がないので、支援体制を整備していない。

⇒支援体制を整備せず、学生募集を行った場合、学生の受入れがあった際に、適切な支援が行われない可能性がある。

○留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生について、あらかじめ支援体制を整備。

○既存の委員会等で対応。（既存の委員会等の規程で役割の明確化が必要）



観点3－2－④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。

- ・ 相談窓口を学生に十分伝えているか。（周知・案内方法）

(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的実施しているか。

- ・ 直近3年間程度の健康診断等の実施状況（実施通知等）がわかるか。

(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。

◇ 相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料

- ・ 統計資料等から利用実績、委員会等の開催状況がわかるか。

◇ 奨学金等の利用状況がわかる資料

- ・ 申請、採択等の状況の資料から、学生が利用していることがわかるか。

※件数等のみでよい。個人情報等の機微な内容を含む資料は提示しない。



観点3－2－⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。

(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。

- ・ 組織的な進路指導体制として整備しているか。

(例：学科ごとに担任や学科長が進路相談の受付・助言を行う指導体制の整備。キャリア支援室の設置等。)

(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。

- ・ チェックをつけた項目ごとに、資料から具体的な取組と状況がわかるか。
- ・ 少なくとも1つ以上のチェック（取組）が必要。

(3) (2)の取組が機能しているか。

- ・ 学生アンケートや(2)の取組の利用人数等がわかるか。



観点3－2－⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

(1)学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。

- ・ 学校が組織として支援している体制であるか。学校としての責任体制等（委員会等）を示しているか。
※学生会等の学生の自治組織ではなく、学校としての体制であることに留意すること。

(2)補足なし

(3)学校としての支援活動の内容から見て、(1)の体制が機能しているか。

- ・ 学校としての取組、実績（支援体制が機能していることを示す活動実績）がわかるか。
（複数例が必要）
- ・ 学生個人の課外活動の成果（実績）を分析する項目ではないため、課外活動の成果のみしか確認できない場合は不可。
（例：顧問等の配置状況と支援内容、外部コーチの状況と支援内容、ロボコン、プロコン等の支援の内容など）



観点3－2－⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。

(1)、(2)、(5) 補足なし

(3) 勉学の間として整備しているか。

- ・ 場所の確保を制度的に整備しているか。
- ・ 特徴的な設備の設置や勉学支援活動の内容を示しているか。（ある場合のみで可）

(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。

◇ 勉学の間としての活用実績がわかる資料

- ・ 学習室の利用状況、成績状況、寮生アンケート結果等がわかるか。
- ・ （上級生が下級生の勉学を支援する活動等がある場合）取組内容や成果がわかるか。



観点4－1－① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。

(1)過去5年間の貸借対照表等による財務状況は適切な状況となっているか。

◇過去5年間の貸借対照表等の財務諸表

- ・5年間（評価実施前年度を含む）の推移が確認できるか。（5年度の内容を一覧できる表形式となっているか。単年度の内容そのままの5年分では推移の確認が難しいため不可。）
- ・資料のサンプルを機構ウェブサイトに掲載。
掲載先 <https://www.niad.ac.jp/>（機構ウェブサイトTop）
 - ・機構ウェブサイト（Top）＞大学等の評価＞認証評価 高等専門学校機関別認証評価＞高等専門学校機関別認証評価実施大綱等・評価手数料・自己評価書様式等

(2)校地、校舎等の資産を保有しているか。

◇その内容を確認できる資料

- ・全体像が分かるか。（キャンパスマップ、建物配置図など、面積等もわかると良い。）



観点4－1－① 続き

(3)過去5年間に於いて運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。

◇過去5年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況

- ・5年間（評価実施前年度を含む）の推移が確認できるか。（5年度分の内容を一覧できる表形式となっているか。単年度の内容そのままの5年分では推移の確認が難しいため不可。）

◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。

- ・前年度と比較して、大幅に減少していないか。

(4)過去5年間の収支状況において支出超過となっていないか。

◇過去5年間の資金収支計算書及び消費収支計算書

- ・5年間（評価実施前年度を含む）の推移が確認できるか。（5年度分の内容を一覧できる表形式となっているか。単年度の内容そのままの5年分では推移の確認が難しいため不可。）
- ・消費収支計算書は、平成27年度以降分は事業活動収支計算書を指す。
- ・国公立の高専は損益計算書を再掲。

◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。

- ・単年度の状況（経常費用合計と経常収益合計）が支出超過となっていないか。



観点4－1－② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

(1)収支に係る方針、計画等を策定しているか。

- ・学内における方針、計画等であり、国立高等専門学校機構、地方自治体、学校法人の内容ではないことに留意すること。

◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等

- ・委員会等の【会議体の名称】が確認できるか。

◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料

- ・委員会等で決定された方針・計画であることが確認できるか。
- ・教職員にとって、わかりやすい内容か。

(2)(1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。

◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料

- ・委員会等で決定された内容を、教職員に周知しているか。



観点4－1－③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。

(1)学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。

◇予算配分実績（教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績）

◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料

・(2)も踏まえ、収支に係る方針、計画等と整合していることが確認できるか。

◇予算関連規程等

・収支に係る方針、計画等の検討、決定から、その方針、計画を踏まえた配分の検討、決定までのプロセスが委員会等の審議事項等の定めで確認できるか。

◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等）

・収支に係る方針、計画等の検討、決定から、その方針、計画を踏まえた配分の検討、決定までのプロセスが議事録等から確認できるか。

(2)資源配分が、観点4－1－②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。

◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。

・無理な説明になっていないか。整合しない場合は、その理由が確認できるか。

(3)資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。

◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料

・委員会等で決定された内容を、教職員に周知しているか。



観点4－1－④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。

(1)設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。

◇作成・公表状況がわかる資料

- ・ウェブサイト等での公表箇所が確認できるか。

（国立高等専門学校の場合は、高等専門学校機構のウェブサイト）

(2)財務に係る監査等を実施しているか。

◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）

- ・監査に係る規程類、マニュアル等が確認できるか。

◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書

- ・報告書等で監査の実施とその内容が確認できるか。（監事監査も含む）



観点4－2－① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

(1)管理運営体制に関する規程等を整備しているか。

- ・組織構成、役割分担を明確に示しているか。

(2)委員会等の体制を整備しているか。

- ・企画(室)会議、運営会議等の役割、位置付けを明示しているか。
- ・（ワーキンググループ等の場合）設置規程や諮問・答申の手続き等を明示しているか。

(3)校長、主事等の役割分担が明確になっているか。

- ・校長が全体を把握し、リーダーシップを発揮できる体制となっていることを示しているか。（管理体制がわかる規程等）

(4)事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。

- ・組織構成、役割分担を明確に示しているか。

(5) 補足なし

(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。

- ・直近1年間の活動状況が確認できるか（直近1年間の議事録等）。



観点4－2－① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

(7)研究活動に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められており、また改善を図っていくための体制が整備され機能しているか。（より望ましい取組として分析）

【対応：選択A-1-①、A-1-④】

本項目を分析する場合は、選択的評価事項Aは分析しないこと。

- ・学校全体として独自に定めた研究活動に関する目的等や、改善を図る体制の整備状況が規程等から確認できるか。
- ・議事録等から活動状況がわかるか。

(8)地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められており、また改善を図っていくための体制が整備され機能しているか。（より望ましい取組として分析）

【対応：選択B-1-①、B-1-④】

本項目を分析する場合は、選択的評価事項Bは分析しないこと。

- ・学校全体として独自に定めた地域貢献活動等に関する目的等や、改善を図る体制の整備状況が規程等から確認できるか。
- ・議事録等から活動状況がわかるか。



観点4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

(7)研究活動に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められており、また改善を図っていくための体制が整備され機能しているか。（より望ましい取組として分析）

(8)地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められており、また改善を図っていくための体制が整備され機能しているか。（より望ましい取組として分析）

【不適切事例】

×学校の目的を研究活動、地域貢献活動等の目的としている。

×各センターの設置規程等を研究活動、地域貢献活動等の目的としている。

×年度計画等を研究活動、地域貢献活動等の目的としている。

⇒研究活動、地域貢献活動等の目的について、独自に定められていない。

学校として定めた目的に従って、研究活動、地域貢献活動等を実施することが求められているため、研究活動、地域貢献活動等の目的が適切に定められている必要がある。

【注意事項】

○研究活動、地域貢献活動等の目的について策定したものを記載すること。

○具体的な改善事例については、活動状況とともに効果や成果について示すこと。

○改善の体制にて、実施状況や成果の把握、改善を検討、実施していることがわかる資料（委員会等の議事録や会議資料等）を示すこと。



観点4－2－② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。

(1)学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。

- ・組織構成、役割分担を明確に示しているか。

(※本観点では危機管理体制が対象。施設・設備の安全衛生管理体制は、観点3－1－①－(6)が該当する。)

(2)危機管理マニュアル等を整備しているか。

- ・学校として、危機管理マニュアルを定めているか。

(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。

- ・消防法に基づく防災訓練等の実施状況（定期性）が確認できるか（直近3年間）。



観点4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。

(1)外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。

- ・ 科研費獲得のための取組（講演会等）がわかるか。
- ・ 過去5年間の種類別の外部資金の受入実績額がわかるか。

(2)公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。

- ・ 公的研究費の取り扱いに関する規程等が確認できるか。

(3)研究活動の目的等に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。（より望ましい取組として分析）

【対応：選択A-1-②】本項目を分析する場合は、選択的評価事項Aは分析しないこと。

- ・ 研究活動の目的等を達成するための研究体制や支援体制の整備状況が規程等からわかるか。

(4)研究活動の目的等に沿った成果が得られているか。（より望ましい取組として分析）

【対応：選択A-1-③】本項目を分析する場合は、選択的評価事項Aは分析しないこと。

- ・ 研究活動の目的等に沿った具体的な成果が確認できるか。



観点4－2－③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。

(3)研究活動の目的等に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。（より望ましい取組として分析）

- ・研究体制を研究の目的に照らして整備しているか。（例えば、テクノセンター等附属施設の位置付けや役割は明確か。）
- ・研究支援組織（事務組織等）及びその連携体制が確認できるか。

(4)研究活動の目的等に沿った成果が得られているか。（より望ましい取組として分析）

- ・研究活動の目的に照らして、具体的な活動成果、目的の達成状況（達成度）が確認できるか。
- ・過去5年間の種類別の外部資金の受入実績額がわかるか。（観点4－2－③－(1)と同じ。）



観点 4－2－④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。

(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。

- ・（近隣の他の高等教育機関を活用している場合）他の高等専門学校や大学、短大との連携状況を明記した具体的な活用状況を示しているか。
- ・（地域の教育資源（実践教育の地域人材等）、同窓会OBを活用している場合）組織的な連携状況を明記した具体的な活用状況を示しているか。
- ・（海外の教育機関を活用している場合）目的を達成するための具体的な活用状況を連携状況と共に示しているか。

(2) 地域貢献活動等の目的に照らして、活動が計画的に実施されているか。

（より望ましい取組として分析）

【対応：選択B-1-②】 本項目を分析する場合は、選択的評価事項Bは分析しないこと。

- ・ 年間の活動計画及び実施状況（実施件数等）がわかるか。
- ・ 単に施設開放しているだけでなく、具体的な活動状況がわかるか。

(3) 地域貢献活動等の実績や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。（より望ましい取組として分析）

【対応：選択B-1-③】 本項目を分析する場合は、選択的評価事項Bは分析しないこと。

- ・ 資料で示す実績（参加者数、満足度等の資料）は、(2)の取組との整合性が必要。実績の他に具体的な成果がわかるか。



観点 4－2－④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。

(2) 地域貢献活動等の目的に照らして、活動が計画的に実施されているか。

(より望ましい取組として分析)

- ・ 年間の活動計画及び実施状況（実施件数等）がわかるか。
- ・ （活動のうち、施設開放をあげている場合）単に施設開放しているだけでなく、具体的な地域貢献活動等の状況がわかる資料か。

(3) 地域貢献活動等の実績や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。（より望ましい取組として分析）

- ・ 資料で示す実績（参加者数、参加者の満足度がわかる資料）は、(2)の取組との整合性が必要。実績の他に具体的な成果がわかるか。



(再掲) 33ページと同じ内容。34ページもあわせて参照のこと。

観点4－2－⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント※以下SD）が組織的に行われているか。

(1) SD等を実施しているか。

◇実施状況（参加状況等）がわかる資料

- ・事務職員等、教員等、校長等の執行部の、研修等の実施状況を具体的に示しているか。
- ※教育支援に係る研修は、観点2－4－③に該当する。



観点4－3－① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

(1)教育情報を法令に従い適切に公表しているか。

◇【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表

・法令で定められた内容を全て公表しているか。

(i) インターネットの利用や刊行物への掲載により必要な項目を公表しているか。

※ウェブサイトで確認できれば、刊行物の提示はなくてもよい。

(ii) 教員の業績については、以下の点に留意。

①研究業績（著書、論文等）もしくは職務上の実績（教育歴、職務実績を中心とし、社会貢献活動等を含む）を公表しているか。

②教員の業績については、外部機関（科学技術振興機構等）が運営する研究者情報へのリンクを通じての公表も可。ただし、教員個人ごとの情報が閲覧できるよう、個別にリンクを設定していることが必要。



観点4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

(1)教育情報を法令に従い適切に公表しているか。

【不適切事例】

- × 未公表の情報がある（一部のみ公表では不可）。
 - × 掲載情報が古い。
 - × 年度計画や機関別認証評価の自己評価書の公表をもって、自己点検・評価書を公表したこととしている。
 - × 入学者数ではなく、合格者数のみ公表している。
 - × 教員の保有学位、業績、職務上の実績が、外部の研究情報サイト（TopPage）へのリンクのみ。
 - × 著書や論文ごとの一覧を全教員の業績として公表している。
- ⇒ 法令で学校として公表することが義務付けられており、未公表では法令違反の状態。
教員の保有学位、業績、職務上の実績について、教員ごとに確認できない。
明らかに新しい情報がある場合、古い情報は「適切」ではない。
- 【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表で示す内容を、学校ウェブサイト等で公表している。
 - 教員の保有学位、業績、職務上の実績は、教員ごとに情報が確認できる形式とする。
外部の研究情報サイトを活用する場合は、教員ごとに個別にリンクを作成する。
 - 掲載情報を最新のものに更新する。



観点5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

(1)教育課程の編成及び実施に関する方針（CP）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。

- ・ CPに沿って教育課程を編成しているか（JABEE認定プログラムの課程表は不可）。
- ・ 教育課程の体系性及び授業の内容は適切か。
- ・ 科目構成、また、選択科目の選択制約条件などに疑義がないか。

(2)一般教育の充実に配慮しているか。

- ・ （一般教育の中に、豊かな人間性の涵養を図る取組がある場合）具体的な取組（配慮）内容がわかるか。

(3) 補足なし

(4)年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。

- ・ 35週を確保しているか。

(5)特別活動を90単位時間以上実施しているか。

- ・ 90単位時間以上実施しているか。



観点 5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

(1)教育課程の編成及び実施に関する方針（C P）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。

【不適切事例】

× C P とは別の指標と授業科目の関係性を示す資料の提示。

（教育目標と授業科目との対応表、JABEE認定プログラムの際に利用した目標と授業科目の対応表）

× 学則で定める授業科目一覧のみの提示。

× 一部の学科のみのカリキュラム系統図の提示。

⇒ 観点で求める C P に沿って教育課程を編成しているかが明確ではない。

単に授業科目の一覧を提示するだけでは、C P との対応関係が明確ではない。

全学科の配置状況が確認できない。

○ 全学科が C P に対応していることがわかる カリキュラム系統図（カリキュラムマップ等）

(2)一般教育の充実に配慮しているか。

【不適切事例】

× 学則で定める授業科目一覧や一般科目の時間割のみ。

⇒ 学校としての配慮を確認しているので、科目名だけでは客観的に確認できない。

○ 一般科目を含む授業科目一覧と共に、配慮している点を資料内又は「本文編」内に記述。



観点 5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。

(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。

- ・ 少なくとも 1 つ以上のチェック（取組）が必要。
- ・ （特色のある取組がある場合）具体的な内容を示しているか。

(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。

- ・ 法令を満たしているか。

【参考】高等専門学校設置基準

第十九条 （略）六十単位を超えない範囲で（略）修得したものとみなすことができる。

（高等専門学校以外の教育施設等における学修等）

第二十条 （略）大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、（略）認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により（略）修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

3 第一項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は、前条及び第一項により当該高等専門学校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせての合計数は六十単位を超えないものとする。



観点5－1－③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。

(1)創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。

- ・単なる資料の羅列とならないように、適宜説明を加え、全体像がわかるようにする。

◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等）

例：シラバス、具体的な取組内容がわかる資料等

◇実施状況がわかる資料

例：受講者数・単位認定数がわかる資料や授業の教材等

◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。

- ・教育方法の工夫が、単に学生が持っている創造力を発揮させるだけでなく、学生の持っている創造的能力を高める内容であるか。（科目単位の単発な取組ではなく、全学的に創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。また、その取組が学年を通した体系性を持ち、全ての学科での取組であること。）



観点5－1－③ 続き

(2)実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。

- ・単なる資料の羅列とならないように、**適宜説明を加え、全体像がわかるようにする。**

◇実施状況がわかる資料

- ・報告書、報告会等の資料から、インターンシップの実績、単位認定（成績評価）方法がわかるか。

◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば、具体的に、資料を基に記述する。

- ・科目単位の単発な取組ではなく、全学的に実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。また、その取組が学年を通した体系性を持ち、全ての学科での取組であること。

評価の視点5－1 特記事項

- ・国際対応力を育む教育方法の工夫について、取組や成果が確認できるか。
- ・教育方法の工夫が学校としての取組（全ての学科での取組）か。（学校の学習・教育目標、DP等に沿った教育が行われているかに留意。）



観点 5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

(1)教育課程の編成及び実施に関する方針(C P) に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。

◇授業形態の開講状況（バランス含む。）がわかる資料

- ・各授業形態の割合を示しているか。

◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。

- ・割合を基に、そのバランスの適切性を、C Pに対応させて記述しているか。

(2)教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。

◇チェックした項目の実施状況がわかる資料

- ・具体的な授業科目名と共に、具体的な工夫内容が教育内容に対応しているか。

◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。

- ・例：習熟度別クラス編成、ものづくり教育、創造性教育での工夫、アクティブラーニングの導入、P B L 型の授業の導入



観点 5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

(1)教育課程の編成及び実施に関する方針(CP)に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。

【不適切事例】

×学則で定める授業科目一覧のみ資料としている。

×Webシラバスへのリンクのみを資料としている。

×講義、演習のみで分類されている。

⇒講義、演習、実験・実習の3形態の割合及びその割合が適切であることの分析がされていない。

○3形態について、単位数又はコマ数換算で学科ごとに一覧表で示し、割合が適切であることについて記述。



観点 5－2－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

(1)教育課程の編成及び実施に関する方針（C P）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。

◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。

- ・達成目標、教育目標等との関係を明示しているか。
- ・「高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、第4項の規定に基づく授業科目かの区別の明示」というのは、履修科目か学修単位科目かの区別のことを指す。
- ・「その他」以外は、**全てチェック（取組）が必要**。
- ・「事前に行う準備学習」に係る内容を記載しているか。



観点5－2－② 続き

(2)教員及び学生のシラバス活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。

- ・活用状況、改善事例ともに、委員会等で学校として把握し、改善を行っていることがわかるか。（議事録、会議資料等）

◇活用状況がわかる資料

- ・教員、学生、両方のシラバスの活用状況が客観的にわかるか。

◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。

- ・「改善を行っていない」にチェックがつく場合でも、活用状況を基に議論していることがわかる資料から、学校が活用状況を把握した結果として、よく利用されている等の理由で改善を行う必要がないと判断していることがわかれば可。

(3)設置基準17条第3項の30単位時間授業では1 単位当たり30時間を確保しているか。

- ・30時間を確保しているか。



観点5－2－② 続き

(4) (3)の30単位時間授業では、1 単位時間を50分としているか。

- ・45分で運用する場合は、50分相当の内容を実施していることがわかるか。

(例、2 単位連続とすることで、出欠確認や前回授業の振り返りの時間等が短縮される等)

(5) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1 単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。その際、学則に定める授業形態ごとの単位時間数に応じた授業時間以外の学習が設定されているか。

- ・学修単位科目について明示しているか。

(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。

- ・「授業外学習の時間の把握」、「その他」以外は、**全てにチェック（学校としての取組の実施）が必要。**



観点5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

(1)成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。

- ・ 規程等で明確に定めているか。（C P のみに定めているだけは不可）

(2)成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。

- ・ 教育の成果の具体的な根拠資料の一つであり、内部質保証を確立していることを示す重要な要素であることに留意する。
- ・ 追試、再試や追認試験等を含めて、試験、成績評価・単位認定を適切に実施しているか。
- ・ 委員会等での審議や組織内チェック等が行われていることがわかるか。

(3) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目（学修単位科目）を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。

- ・ 学修単位科目の成績評価・単位認定方法が適切か。



観点5－3－① 続き

(4) 補足なし

(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。

- ・学生の認知状況を、学校として把握していることが、客観的に確認できるか。

(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。

- ・定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価方法を規程等で明確に定めているか。また、学生が確認できるか。

(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。

- ・試験結果ではなく、学期末の成績開示後に機会が設けられていることについて、規程等で明確に定め、学生に周知しているか。

(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。

◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。

- ・組織的な措置を適切に実施しているか。また、有効に機能していることについて記述しているか。
- ・「GPAの進級判定への利用」、「成績分布のガイドラインの設定」、「その他」**以外については、必須項目。**
- ・**成績評価等の客観性、厳格性の担保については、訪問調査時に抽出した授業科目（過去2年分）の成績評価資料を確認することを原則とする。**



観点5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

(8)成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。

【不適切事例】

- ×複数年度にわたり同一の試験問題が出題されている。
- ×本試験、再試験、追試験で同一の試験問題が出題されている。
- ×成績評価に関する規定、シラバス内の成績評価の方法等とは異なる成績評価が行われている。



観点5－3－② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。

(1)～(2) 補足なし

(3)卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。

・委員会等での議事録・会議資料等で、確認できるか。

※**個別の成績や取得単位数等の情報は資料に含めない**こと。認定に用いている会議資料の様式等で、**確認している項目がわかればよい**。

(4) 補足なし

(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。

・学生の認知状況を、学校として把握していることが、客観的に確認できるか。



観点 6－1－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。

(1)入学者の受入れに関する方針（A P）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。

◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料

- ・実施している全ての選抜方法に係る資料を提示すること。
- ・選抜方法の適切性ととともに、選抜を適切に実施していることが確認できるか。



観点 6－1－② 入学者の受入れに関する方針（アドミSSION・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。

- ・ 委員会規程等から、検証と改善に役立てる体制が、それぞれわかるか。

(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（AP）に沿っているかどうかの検証を行っているか。

- ・ 具体的な検証の取組を明示しているか。
- ・ (1)の体制の議事録・会議資料等で、検証を行っていることがわかるか。
- ・ 入学者に対して何らかの検証を行っていれば可。

(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

- ・ 検証結果により改善の必要性が認められる場合、改善状況を具体的に記述しているか。
- ・ (1)の体制の議事録・会議資料等で、改善を行っていることがわかるか。
- ・ 改善は、(2)の検証結果を反映したものであるか。



観点 6－1－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

(1)、(2) 補足なし

(3) 過去 5 年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。

- ・ 適正とは、**0.7倍以上1.3倍未満**の範囲のこと。
- ・ 過去 5 年分は、評価実施年度を含めた範囲とする。

(4) 過去 5 年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。

- ・ 実入学者数を入学定員と比べた状況に基づいて記述しているか。
- ・ (入学定員を大幅に下回る (0.7倍未満) 場合) 適正化に向けた改善の取組状況を記述しているか。
- ・ (入学定員を大幅に超えている (1.3倍以上) 場合) 教育・研究環境の実態状況 (主に問題状況の有無) を把握しているか。問題を把握している場合、適正化に向けた改善の取組状況を記述しているか。



観点 7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。

(1) 補足なし

(2)、(3) 重複該当

◇把握・評価の実施状況がわかる資料

- ・学校として把握・評価する方法及び、それを基に学生全体の達成状況を把握・評価する方法がわかるか。
- ・学生による達成度評価や達成度確認は、観点 7-1-②が該当する。

◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。

- ・卒業時にDPを達成していることを把握・評価した結果か。
- ・（卒業時に必要な単位の修得をもって個々の学生の達成状況の把握方法としている場合）DPとCPが整合していること、及び選択科目が多い時は、卒業に必要な単位の修得だけでは、DPの達成状況の把握方法とならないことに留意する。また、各科目の内容とDPの各項目との対応状況によっては、選択科目の履修状況により、DPの項目のうち、達成できない項目（状況）がないか併せて留意する。



観点 7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。

(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。

- ・意見聴取の体制だけでなく、成果を把握・評価するための体制（委員会、取組等）がわかるか。

(2)～(4) 重複該当

- ・それぞれについて、(1)の体制で行っていることが、議事録や会議資料等からわかるか。
- ・DPの各項目について、学生による達成度評価が確認できるか。
- ・（各授業の達成度評価を資料とする場合）それが卒業（修了）時に身に付ける学力、資質・能力の達成度評価と理解できる内容か。

(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。

- ・((2)～(4)について、学校の自己分析として、達成状況が低いとするものがある場合)その対応状況がわかるか。



観点 7－1－③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

(1) 補足なし

(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。

◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。

- ・対象とする年度は、原則、評価実施年度を含めた過去5年分とする。
- ・就職率(就職者/就職希望者)と、教育の目的に沿った就職先となっていることを記述しているか。
- ・進学率(進学者/進学希望者)と、教育の目的に沿った進学先となっていることを記述しているか。



※以下の観点の判断においては**特例適用専攻科の認定審査の結果**又は**J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果**を利用できる。（**項目別の自己点検・評価結果欄及び根拠資料・説明等欄への記入を要しない。**）

- ・ **結果を利用** ・ 当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、その結果を踏まえ、本観点の内容を満たすと判断する根拠理由(根拠理由欄)を基に機構が分析する（項目別の分析は行わない）。
- ・ **利用しない** ・ 自己点検・評価の各項目の自己評価を基に機構が分析する。

観点 8－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

(1) C P を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。

- ・ 分析の視点・判断基準等は、観点 5－1－①－(1)の留意点に準ずる。
- ・ 専攻科として完結した教育課程が編成されているかは問わない。

観点 8－1－② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

(1) 専攻科課程の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

- ・ 準学士課程 4、5 年次及び専攻科課程 1、2 年次の科目系統図、又は、主要科目の学科・専攻科科目関連図等から、連続性、発展性の考慮状況がわかるか。



観点 8－1－③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

※この観点の判断においては **J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果** を利用できる。（**項目別の自己点検・評価結果欄及び根拠資料・説明等欄への記入を要しない。**）

・ 観点 5－2－①に準じる。

観点 8－1－④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

※この観点の判断においては **特例適用専攻科の認定審査の結果** を利用できる。（**項目別の自己点検・評価結果欄及び根拠資料・説明等欄への記入を要しない。**）

(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。

- ・ 専攻科で修学するにふさわしい教養を授ける教育、研究上の指導の状況が確認できるか。
- ・ 特別研究の指導の枠組、状況・内容についてわかるか。

例）・ 指導教員の指導状況、副指導教員がいる場合の指導状況
・ 技術職員の研究のサポート状況



観点 8－1－⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

※この観点の判断においては **J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果**を利用できる。（**項目別の自己点検・評価結果欄及び根拠資料・説明等欄への記入を要しない。**）

・ 観点 5－3－①に準じる。

観点 8－1－⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

※この観点の判断においては **J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果**を利用できる。（**項目別の自己点検・評価結果欄及び根拠資料・説明等欄への記入を要しない。**）

・ 観点 5－3－②に準じる。

評価の視点 8－1 特記事項

・ （観点を分析できない創造力、実践力及び国際対応力を育む教育方法の工夫がある場合）
観点 5－1－③、評価の視点 5－1 に準じる。



観点 8－2－① 入学者の受入れに関する方針（アドミSSION・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。

・ 観点 6－1－①に準じる。

観点 8－2－② 入学者の受入れに関する方針（アドミSSION・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

・ 観点 6－1－②に準じる。

観点 8－2－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

・ 観点 6－1－③に準じる。

（入学定員が大幅に下回る（0.7未満）又は大幅に超えている（1.3倍以上）の場合）
入学定員数が少数で、わずかな人数の変化でも割合への影響が大きいことから、少なくとも教育・研究環境について支障が生じていない状況（教員数、教育施設、授業実施の状況がわかる資料）が確認できるのであれば可。



観点 8－3－① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

- ・ 観点 7－1－①に準じる。

観点 8－3－② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

- ・ 観点 7－1－②に準じる。

観点 8－3－③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

- ・ 観点 7－1－③に準じる。

観点 8－3－④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

- ・ （「学位取得を目的としていないので該当しない」の場合）自己評価及び分析の対象外。



「訪問調査時の確認事項」

◎：資料提示とともに文書による補足説明を求める確認事項

<例>

◎ F Dの実施が教育の質の向上や授業の改善に結び付いたと判断できる資料を提示するとともに補足説明願いたい。（観点2－4－①）

○：資料提示のみを求める確認事項

<例>

○ 自己点検評価の結果が教育の質の改善・向上に結び付いた具体例があれば提示願いたい。（観点1－1－④）

●：訪問調査時に面談等により確認する事項

<例>

● 図書館の活用状況について確認したい。（観点3－1－③）【学生、卒業生面談】